

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公開番号】特開2019-11379(P2019-11379A)

【公開日】平成31年1月24日(2019.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-003

【出願番号】特願2018-203314(P2018-203314)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/4045 (2006.01)

A 6 1 K 9/20 (2006.01)

A 6 1 K 9/26 (2006.01)

A 6 1 K 31/403 (2006.01)

A 6 1 K 47/02 (2006.01)

A 6 1 K 47/20 (2006.01)

A 6 1 K 47/22 (2006.01)

A 6 1 P 3/02 (2006.01)

A 6 1 P 13/08 (2006.01)

C 0 7 D 209/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/4045

A 6 1 K 9/20

A 6 1 K 9/26

A 6 1 K 31/403

A 6 1 K 47/02

A 6 1 K 47/20

A 6 1 K 47/22

A 6 1 P 3/02

A 6 1 P 13/08

C 0 7 D 209/08

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月29日(2021.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シロドシンを含有する薬物顆粒と、後末成分のみに光安定化剤を、それぞれ別個に含有する経口固形製剤。

【請求項2】

光安定化剤が酸化チタン、黄酸化鉄、黄色三二酸化鉄、褐色酸化鉄、三二酸化鉄、食用黄色4号、食用黄色5号、食用黄色4号アルミニウムレーキ、食用赤色2号、食用赤色3号及び食用赤色102号からなる群から選択される1種以上である、請求項1記載の経口固形製剤。

【請求項3】

光安定化剤の含有量が錠剤全重量に対して、0.1～0.2重量%である、請求項1又は2に記載の経口固形製剤。